

**(二宮議員)**

現在、本県においては、運転免許更新、自動車保管場所の証明、パスポート発給などの申請にかかる手数料等の納付にあたって、いわゆる収入証紙(本県においては領収証紙と呼ばれています)が利用されています。

一方、本県の令和3年度の決算を見ますと、領収証紙に係る主な費用といたしまして、証紙売りさばき手数料が1億9,000万円余、その他印刷経費として1,500万円余が決算額に含まれていると聞き及んでおります。

そのような中、行政手続きのオンライン化、デジタル化という流れの中で、県民の利便性向上を考え、手数料等の払い込みの際に、収入証紙を廃止したり、または別の収納方法を検討する自治体が増えているようです。

そこで、県民の利便性確保や、本県の事務の効率化という観点から、本県における領収証紙については、デジタル化等を踏まえた公金収納のあり方について何点か質問致します。

まず、令和3年度における領収証紙による収入額はどの程度か、また、主なものとして、どのようなものがあるのかお尋ねします。

【会計課長】

令和3年度における領収証紙の収入額は67億8,000万円余であります。

その主なものは、

運転免許証交付手数料	21億1千万円余	
運転者等講習手数料	14億9千万円余	
自動車保管場所等証明手数料	7億7千万円余	
建設業許可等申請手数料	3億4千万円余	などです。

(二宮議員)

それらの領収証紙の収入額は、主に県内各地の売りさばき所において、県民の皆様が購入された額であると思いますが、そもそも県内には売りさばき所は何か所あるのでしょうか。

【会計課長】

県内の売りさばき所の数は、令和4年10月1日時点で183か所です。

(二宮議員)

県内の方はかなり多数の売りさばき所で対応していただいているようですが、ホームページで確認すると、県外の売りさばき所は福岡銀行東京支店のみとなっているようです。福岡銀行東京支店の利用が難しい方が証紙を購入する場合の購入場所及び購入方法はどのようになるのでしょうか、お聞かせください。

【会計課長】

福岡銀行東京支店のご利用が難しい方については、県内の売りさばき所のうち2か所で、郵送での販売に対応しているほか、うち1か所については宅配便による代引きでの販売にも対応しています。

(二宮議員)

冒頭申し述べましたが、領収証紙に関しては、売りさばき所に対する売りさばき手数料など、かなりのコストがかかっております。また、県内はともかく、県外の方にとっては、購入方法がかなり制限されるといった実情もあるようです。

そもそも、領収証紙を使用するメリットは、どのようなものがあるのでしょうか。

【会計課長】

県民の皆様にとりましては、予め手続きに必要な額を購入することにより、申請窓口での待ち時間が短縮される点、申請書と証紙を同封することで、郵送による申請も可能となるなどのメリットがございます。

県側から見ますと、証紙ではなく、現金収納を職員が行った場合に必要と

なる、職員の現金取扱い、釣銭管理、領収証発行、金融機関への持込みなどの事務が不要となるほか、証紙による収入は、県が売りさばき人に対し証紙を販売した時点で県に収入されたことになるため、未収が発生することなく歳入を早期・確実に確保できるという点も利点となっております。

(二宮議員)

今、お答えいただいた通り、証紙制度は、導入した当初は、事務の効率化等の面から一定の効果があったと私は思いますが、デジタル化が進展し、様々なサービスの利便性が向上している現代にあっては、売りさばき所の場所や営業時間の制約、証紙を貼る手間など、県民の皆様から見たら煩わしく、時代にそぐわない面も出てきているのではないのでしょうか。そういった意味から、先行して証紙を廃止した東京、大阪、広島、鳥取、京都といった都府県では、現金収納やキャッシュレス決済、コンビニエンスストアなど、多様な納付を可能としたと聞いています。

そこで、そういった社会のニーズ、他県の状況等について、県としてどのように考えておられているのか、お尋ねします。

【会計課長】

県民の皆様にご手数料等を納付いただくにあたって、その利便性を向上させていくことは非常に重要であり、「福岡県行政改革大綱」、「福岡県DX戦略」において、県民の利便性向上、業務の効率化を目的として、行政手続きのオンライン化等を推進することとしております。

また、地方自治法の改正により多様な支払方法を可能とするための指定納付受託者制度が今年1月から施行されました。

これらを踏まえ、従来証紙での納付とされていましたが手数料等について、証紙に加え、時間や場所に制約されないオンラインでの利用が可能なクレジットカードやインターネットバンキングなど、キャッシュレス決済での納付についても可能とする福岡県領収証紙条例の改正を今年2月の議会において議決いただいたところです。

(二宮議員)

証紙条例の見直しについては了解しましたが、大事なのは、その前提と

して、わが県のDXを推進し、県民の利便性向上や、業務の効率化を進めていくことではないかと考えます。

国のデジタル・ガバメント実行計画でも、国の行政手続きの原則オンライン化と同様、地方公共団体の行政手続きのオンライン化を優先して進める必要があるとしています。

行政手続きのオンライン化及びそれに伴うキャッシュレス化が実現すると、時間・場所の制約がなくなり、先ほど来議論してきた県民の利便性も大幅に改善すると思います。

今議会のわが会派の代表質問でも、DX戦略に基づき、単なるデジタル化にとどまらない、業務そのものや組織・風土の変革などに取り組むこと、その中で例えば、オンライン申請の対象拡大、県の手数料等に係る根拠規定の見直しによるキャッシュレス化の検討など、県民の負担軽減や利便性向上につながる取り組みを進めているところであるとの答弁をいただきました。

そこで、まず、行政手続きのオンライン化については現在どこまで進んでいるのか、その進捗状況、また、今後の目標についてお尋ねします。

【情報政策課長】

本県では、「福岡県DX戦略」において、令和6年度末までに全部局の手続約8,400のうち、7,000をオンライン化することを目標としています。

昨年度から、行政手続のオンライン化を企画・地域振興部で取りまとめ、集中的に進めてきた結果、オンラインで申請可能な手続は、一昨年度末の約260から、今年9月末現在で約4,400まで拡大しました。

オンライン化未実施の残り約4,000のうち、昨年度中に手続の要件や様式の見直しを更に進めたことにより、新たに対応可能となった約600について、現在、オンライン化を進めています。

残る約3,400は、法令等で人と人との対面でのやり取りなどを必要とするものであり、このうち、県の条例・規則等に定めのある手続について、当該規制の見直しを検討しているところです。

(二宮議員)

オンライン化の進捗状況については了解しました。それを受け、オンライン申請におけるキャッシュレス決済の導入については、今後どのような行

程で進めていかれる予定か、併せてお示し願います。

【情報政策課長】

本県では、県民の利便性向上を図るため、申請手続のオンライン化と合わせて、申請手数料や使用料等の公金について、領収証紙以外の多様な収納方法による納付も可能となるようなシステムを構築することとしています。

現在、当該システムについて、総務部及び会計管理局と連携して、設計を進めているところであり、今後、オンライン申請においても、このシステムを活用して、キャッシュレス決済の導入を進めてまいりたいと考えています。

(二宮議員)

それらの動きを受け、領収証紙の取扱いも含め、県の収納に係る県民の利便性向上について、今後どのように取り組まれるおつもりか、会計管理局長の考えをお伺いします。

【会計管理局長】

先ほど来、委員からお話がありますとおり、本県の手数料等公金の収納方法の検討にあたりましては、県民の皆様の利便性を確保することが重要であると考えております。

また、オンライン化やキャッシュレス化への対応は無論のこと、それらの利用が困難な方も一定おられます。また、お支払いになる方が個人の方なのか、事業者の方なのか、また、手続きが対面であることが必要かどうか、様々なケースがあります。

これらをふまえて、より多くの県民の皆様の利便性向上のため、証紙に加え、各手続きの実情に応じた多様な収納方法が可能となるよう努めてまいります。